

令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内に店舗（移動販売店を含む。以下同じ。）を有する者が行う青森県産米の米粉を使用した商品の開発に係る事業を支援することにより、米粉の需要拡大及び米の消費拡大に寄与し、もって市の基幹産業である農業の振興に資するため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市米粉活用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青森県産米 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 原料玄米の産地が青森県である単一原料米

イ 原料玄米の産地が青森県のみである複数原料米（ブレンド米、混合米等同義の表示の製品を含む。）

(2) 補助事業 次に掲げる事業をいう。

ア 米粉商品開発事業 店舗での販売用として、青森県産米の米粉を使用した商品の開発（令和6年度中の開発に限る。）に向けて原材料を購入し、試作、試行販売等を実施する事業をいう。

イ 米粉商品周知事業 アの事業により開発した商品の周知等を目的として、次の全ての要件を満たす広報資料（リーフレット等をいう。以下同じ。）を作成する事業をいう。

(ア) 開発した商品についての紹介、説明等を主としたものであること。

(イ) 開発した商品が「米粉を使用した商品」であることが一見して認識できる記載内容であること。

(ウ) 米粉の説明等、米粉の周知を図る内容が記載されていること。

(3) 市税等 次に掲げる区分のとおりとする。

ア 申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

イ 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に本店又は主たる事務所を有する法人又は個人であって、市内に店舗を有し、令和4年度及び令和5年度において納付すべき市税等を滞納していない者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表に定めるものとする。ただし、他の補助金等の交付を受けた経費又は受けようとする経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、米粉商品開発事業及び米粉商品周知事業における補助対象経費の実支出額の合計額を加えた額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は250,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 定款及び商業登記に関する現在事項証明書の写し(法人が申請する場合に限る。)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、補助事業を実施しようとする日の前日から起算して14日前までとする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額の30パーセント以内の減額については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 補助対象経費の支払を証明する書類(領収証、受領証等)の写し

(4) 補助事業に使用した米粉の原料米の産地が分かる資料(購入伝票の写し、購入製品の写真等)

(5) 補助事業の実施状況がわかる資料(開発した商品の写真、作成した広報資料、商品開発

記録等)

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。
- 5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（補助金の請求等）

- 第12条 補助金の請求は、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。
- 2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。
 - 3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費
米粉商品開発事業	原材料費（米粉及び米粉原料米の購入費）
	原料加工費（原料米を米粉に加工するための加工委託費、加工機器の賃借料等）
米粉商品周知事業	印刷製本費（広報資料をデザインし、及び印刷するための経費）

令和 年 月 日

弘前市長 様

申請者 住 所
氏 名

令和 6 年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付申請書

令和 6 年度において実施する弘前市米粉活用促進支援事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付資料

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 定款及び商業登記に関する現在事項証明書の写し（法人が申請する場合に限る。）

4 同意及び誓約事項

申請内容の確認のために必要があるときは、市税等の納付状況について、市の保有する公簿により確認することに同意します。

氏名又は代表者名 _____

備考

- 1 申請者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

事業計画書

- 1 補助事業の目的

- 2 補助事業の概要（実施計画、事業内容）

- 3 補助事業の期間

- 4 補助事業の遂行により予想される成果

- 5 補助事業に関する法令等

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支予算書

1 収入 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
自己資金				
計				

2 支出 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
原材料費				
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

補助事業者
住所
氏名

令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付決定額 _____ 円
- 2 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 補助事業者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名

令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付決定額 _____ 円
- 2 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由
- 4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

様

弘前市長

印

令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額の30パーセント以内の減額については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
 - (1) 補助事業者は、令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第7号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
 - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和12年3月31日まで保管してください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名

令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 _____ 円
- 2 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第8号）
 - (2) 収支決算書（様式第9号）
 - (3) 補助事業に要した経費の支払を証明する書類の写し（領収証、受領証等）
 - (4) 補助事業に使用した米粉の原料米の産地が分かる資料（購入伝票の写し、購入製品の写真等）
 - (5) 補助事業の実施状況がわかる資料（開発した商品の写真、作成した広報資料、商品開発記録等）

備考

- 1 補助事業者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めています。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

事業実績書

- 1 補助事業の遂行の概要
- 2 補助事業の期間
- 3 補助事業の遂行による成果

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支決算書

1 収入 （単位：円）

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
自己資金				
計				

2 支出 （単位：円）

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
原材料費				
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様

弘前市長

印

令和6年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a) - (b)
円	円	円	円

備考

- 1 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和12年3月31日まで保管してください。
- 2 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

令和 年 月 日

弘前市長 様

補助事業者
住 所
氏 名

令和 6 年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知（補助金交付額確定の通知）を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第 5 4 条第 1 項及び令和 6 年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 補助金の交付確定額 _____ 円

4 振込口座

- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考

- 1 補助事業者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504